【読売新聞朝刊　2020/1/30】

新型肺炎対応　注文続々

与党「検査キット開発急げ」

野党「感染症指定遅すぎる」

新型コロナウイルスによる肺炎への政府対応をめぐり、与党から注文が相次いでいる。人から人へ感染したとみられる患者が国内で確認されるなど、感染拡大に向けた危機感が一気に高まったためだ。野党は政府の対応への批判を強めている。

〈本文記事1面〉

「国民の関心は極めて高い。緊張感を持ってしっかり対応したい」

自民党の岸田政調会長は29日、党本部で開かれた新型肺炎の対策本部でこう強調した。

会議はこの日、日本政府のチャーター機で中国・武漢市から邦人が帰国したことや、28日に武漢への渡航歴がない感染者が日本国内で確認されたことなどを受けて急きょ開かれた。出席者からは、空港などでの水際対策の強化や感染拡大に備えた検査態勢の強化などを求める意見が相次いだ。

本部長を務める田村憲久・元厚生労働相は「日本国民向けの簡易な検査キットを早く開発してもらわないといけない」と訴えた。

政府は28日に「指定感染症」とする閣議決定をした。感染が疑われる人に強制的な入院措置をとることなどが可能となるが、2月上旬の政令施行を待たなければならない。自民党の中谷元・元防衛相は29日、所属するグループの会合で「あまりに遅すぎる」と苦言を呈し、政府の対策に「空白期間」が生じないよう注文を付けた。

東京五輪・パラリンピックを夏に控え、観光業への影響も懸念材料だ。自民、公明両党の幹事長・国会対策委員長は28日の会談で、政府とともに対策を講じる方針を決めた。

一方、立憲民主、国民民主など主要野党は29日の国対委員長会談で、野党合同で新型肺炎に関する対策本部を設置することを決めた。会談後、国民の原口一博国対委員長は「情報の分析や、指定感染症にするのが遅すぎる」と政府の対応を批判し、今後、検証していく考えを示した。

29日の参院予算委員会では、野党側から「チャーター機の利用で片道8万円を請求するようだが、これくらい政府で出せばいい」（立民・杉尾秀哉氏）との意見が出た。自民党の二階幹事長も29日、記者団に対し、「財政的な問題はあるが、惜しんでばかりではしょうがない。国を挙げて対応するのは当然だ」と述べ、政府に再考を促した。

新型肺炎をめぐり、与野党のさや当ても起きている。

新型コロナウイルスによる肺炎をめぐり与野党が指摘する主な課題

日本政府のチャーター機による邦人の帰国
▽無症状の帰国者を自宅に帰らせて大丈夫か。検査で陰性と判明するまで、特定の施設にとどまってもらって経過観察をすべきではないか
▽搭乗者にチャーター機の利用料金（1人約8万円）を支払わせるのは適切か
国内での感染拡大防止
▽簡易検査キットの早期開発など検査態勢の強化
▽空港や港湾での水際対策の強化
「指定感染症」の指定
▽指定により強制入院や就業制限などが可能となるが、政令施行まで10日の期間を設けたため、2月上旬まで対応の「空白期間」が生じる
▽強制入院の場合、日本人だけでなく外国人の感染者の医療費も公費負担となり、日本国民の理解を得られるか
経済への影響
▽感染者が利用したホテルや観光施設などへの風評被害の防止

自民党の対策本部であいさつする岸田政調会長（中央）（29日午前、自民党本部で）

【朝日新聞朝刊　2020/1/30】

新型肺炎対応　各国苦悩

新型コロナウイルスによる肺炎の感染が世界で広がるなか、中国との交流の多い国や地域は、中国からの帰国者らの隔離や自宅待機など、さまざまな手法で警戒を強めている。なかには過剰な対策もあるとして、冷静な対応を求める声も出ている。

▼1面参照

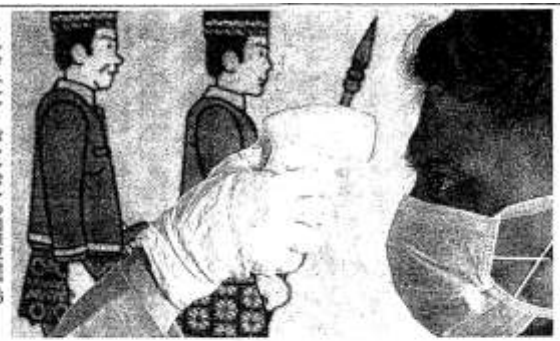

インドネシア・パレンバンの国際空港で26日、新型肺炎の感染拡大を防ぐため、到着後に体温測定を受ける乗客＝AFP時事

豪、1500キロ離れた島に14日間隔離

豪州政府は29日、中国・湖北省にいる600人以上の自国民を退避させるため、チャーター機を手配すると発表した。まずは豪大陸から北西に1500キロ離れたインド洋の豪領クリスマス島に移動させて検査を実施し、島内の隔離施設に14日間とどまるよう求める方針だ。同島に専門の医療チームも派遣する。

「迅速に対処できる態勢が整い日中に整うからだ」。ハント保健相は29日の記者会見で、同島を使う理由をそう説明した。日本や米国は14日間の隔離措置を取っていないことを問われると「豪州は世界で最も用心する国の一つだ」と述べた。

人口約1800人の同島には、東南アジアなどからの難民希望者らを一時的に収容する施設が2001年に作られた。2千人を収容した時期もあったが、13年以降は政府が密航者を原則追い返しており、今の収容者は4人しかいない。この施設で隔離するとみられる。豪メディアによると、島民からは「人々の安全な帰国のための役割を果たすなら良いことだ」といった肯定的な意見がある一方、「収容者の島が今度は検疫の島か」といった否定的な意見が目立っている。

（シドニー＝小暮哲夫）

【主な国・地域の新型肺炎への対応方針】

- ●豪州　中国・湖北省にいる自国民の帰国を支援し、豪大陸から離れたクリスマス島に一時隔離
- ●フランス　武漢市の自国民のうち、健康で症状がない人を飛行機で退避させ、2週間隔離
- ●欧州連合（EU）　武漢市にいるEU市民が欧州に戻るための航空運賃を財政支援
- ●シンガポール　過去14日間に湖北省に滞在した人と、同省で発行された中国旅券を持つ人の入国禁止。同省から帰国して隔離された人らに支援金を支給
- ●フィリピン　中国人向けの到着時のビザ発給を一時停止。国内にいる中国人観光客らを送還
- ●台湾　感染者と接触した人にスマートフォンを配って行動監視
- ●香港　中国本土と行き来する高速鉄道やフェリーの運休。中国人の個人旅行の受け入れを停止
- ●北朝鮮　中国から入国する全外国人をホテルで1カ月間隔離

仏も2週間■英は「自主隔離」

4人が感染しているフランスは、武漢にいる自国民を帰国させる飛行機を一両日中に飛ばし始める計画だ。対象者は同国人約2600人に加え、欧州出身者1000人が見込まれる。健康で症状がない人のみを乗せ、到着後は専用施設に2週間隔離する。隔離を受け入れる書類に署名することが搭乗の条件だ。欧州出身者にも同様の措置を取るかは明らかになっていない。

ただ、個人の自由を重んじる国柄のため、仏メディアによると、隔離を理由に帰国をためらう人もいる。

まだ感染者が確認されていない英国。政府はこれまで、武漢からの帰国者に対して、屋内にとどまって接触を避ける「自主隔離」を呼びかけてきた。だが、世界での感染拡大のなか、帰国便を飛ばした上で帰国後に2週間の隔離とする検討も始めた。航空大手ブリティッシュ・エアウェイズも29日、中国本土との直行便すべての運航を停止した。

4人が感染したドイツは、現段階では、チャーター機の派遣などは決めていない。

一方、マレーシアでは、マハティール首相が25日に「（中国人の）入国は止めない」と述べ、冷静な対応を呼びかけた。だが、国民の反発を受けて27日、湖北省からの中国人の入国をさせない方針に転じた。

武漢から帰国させる動きについて、世界保健機関（WHO）の担当者は28日の定例記者会見で、「退避によってウイルスを国外に運ぶ可能性が生じる一方、必要な検査と感染リスクを説明して帰国させる対策も理解できる」と述べた。（パリ＝足田浩、ロンドン＝下司佳代子、シンガポール＝守真弓）

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

（令和２年１月 30 日
閣　議　決　定）

1　中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2　本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長　内閣総理大臣
副本部長　内閣官房長官、厚生労働大臣
本 部 員　他の全ての国務大臣

3　本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

4　本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5　前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

出所：政府資料

産経新聞 THE SANKEI NEWS

首相「フェーズ一段上げる必要」　新型肺炎で政府対策本部開催　ＤＭＡＴ活用に言及

2020.1.30 13:29 | ライフ | からだ

政府は３０日午後、安倍晋三首相を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部の初会合を首相官邸で開いた。首相は「これまで実施してきた水際対策などのフェーズをもう一段引き上げる必要がある」と述べ、感染拡大阻止に全力を挙げる考えを示した。

新型コロナウイルス感染症対策本部で発言する安倍晋三首相（中央）＝３０日午後、国会内（春名中撮影）

２９日に中国湖北省武漢市から政府派遣のチャーター機第１便で帰国した邦人のうち、無症状だった２人を含め計３人が新型コロナウイルスに感染していることが判明したのを受け、対応強化に乗り出した形だ。

首相は会合で、大規模な災害や事故の際に専門医などを迅速に派遣する災害派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」（ディーマット）の活用にも言及し「今後も事態の推移を十分に注視し、これまでの発想にとらわれることなく、柔軟かつ機動的な対策を講じていく」と述べた。

出所：産経新聞HP　2020/1/30掲載

【日経新聞夕刊 2020/1/27】

新型肺炎 拡大が加速

武漢市長「さらに1000人増も」

春節休暇3日間延長

【武漢＝共同】中国の湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の拡大が止まらない。武漢市の周先旺市長は26日夜、記者会見し、今後患者数は「1000人近く増加する可能性がある」と話した。中国国内の死者数が27日時点で80人に達するなど感染拡大を受け、中国政府は同日、春節（旧正月）の連休を2月2日まで延長すると発表した。武漢市を中心に医療機関の受け入れ体制や物資の不足なども深刻化している。（関連記事社会面に）

「新型肺炎の疑いがある」患者が2209人、[illegible]

新型肺炎の影響（1月27日まとめ）

	患者数	死者数
中国	2744	80
日本	4	
タイ	[illegible]	
香港	8	
マカオ	[illegible]	
米国	5	
オーストラリア	5	
シンガポール	4	
マレーシア	4	
台湾	[illegible]	
フランス	3	
韓国	[illegible]	
ベトナム	2	
ネパール	[illegible]	

- 中国：武漢市出発の列車や航空便の運航停止／中国から海外への団体旅行を禁止／春節休暇を延長（日本人学校も）
- 日本：武漢市滞在の日本人向けに臨時便用意／ホンダ、武漢の駐在員ら約30人退避へ／全日空、武漢直行便を欠航
- タイ：タイ政府が空港の検疫を強化

（注）各国・地域の報道等を基に作成

[illegible]

人影がまばらな日本への便のチェックインカウンター（27日、北京首都国際空港）＝共同

首相「指定感染症に」

帰国チャーター機 あすにも派遣

観光業への対策 必要性を検討

安倍晋三首相は27日午前の衆院予算委員会で、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎について、感染症法で定める「指定感染症」に指定すると表明した。28日に閣議決定する。政府は武漢市に在留する日本人の帰国を支援するためのチャーター機に関し、28日にも派遣する方針を決めた。[illegible]

【読売新聞朝刊 2020/1/28】

強い感染力 官邸一転

指定感染症

新型コロナウイルスによる肺炎について、政府は急きょ、感染症法上の「指定感染症」とすることを決めた。世界保健機関（WHO）の判断を踏まえた見送り方針からわずか4日。中国をはじめ世界中で止まらない感染の拡大や、感染力の強さなどリスク評価の変化に、危機感を抱いた首相官邸がトップダウンで決めるという異例の展開となった。

異例トップダウン

「最近の臨床データを見ると、感染力が強まっている」。中国政府が26日、新型肺炎に関する新たな見解を示した。潜伏期間も「10日前後で最短1日、最長14日」とし、重症急性呼吸器症候群（SARS）と異なり、潜伏期間でも他人への感染力があるとした。

空港で発熱がある人の体温を感知する「サーモグラフィー検査」をしてきた厚生労働省に衝撃が走った。それでは感染者を拾えないことになるためだ。24日、WHOが、ベトナムでも人から人への感染が起きたとみられると発表していた。

新型肺炎は、せきや熱が出て、重症化すると呼吸困難などの症状が表れる。WHOは当初、中国以外では人から人への感染が見つかっていないとしていた。専門家らも感染力はSARSほどではないとみていた。

23日に緊急事態宣言が出なかったことで、政府は、いったん指定感染症への位置づけを見送った。感染が日本国内では拡大しておらず、強制措置をとる段階ではないとの判断だった。

28日の閣議決定が決まり、厚労省は「緊急性がある」として、専門家会議の委員を集めず、個別に意見を聞く「持ち回り開催」とした。指定感染症にする場合、通常、厚労省は、専門家会議を開いて委員から意見を聞く。

指定感染症になると、設備や態勢を備えた全国約500の感染症指定医療機関への強制入院のほか、汚染された場所の消毒が可能になる。患者を見つけた医師には報告義務が生じる。

政令で指定することで、原則1年間、感染症法の規定を適用できる。今回、SARSや中東呼吸器症候群（MERS）の分類と同じ2類相当として、病院などでの対応を決める。

検疫法上の「検疫感染症」に指定されると、出入国の際、質問や診察などが行える。質問票で虚偽の報告をすると罰則の対象となる。

新型肺炎はこれまで、法的な位置づけが決まっておらず、武漢市から来た人が体調不良の場合、自主的に申し出てもらうよう呼びかけるなどの措置しかとれなかった。

WHOなどのリスク評価の変化について、押谷仁・東北大教授（ウイルス学）は「何らかの動物から人に感染した段階で、ある程度強い感染力を持っていたのかもしれない」と指摘。感染力は「今の状況をみると、SARSよりも強い可能性がある」と話す。

ただ、現時点では、患者と同じ空間にいるだけで感染する可能性のある麻疹（はしか）と比べると感染力は弱く、はしかのように爆発的に広がる恐れは小さいとみられている。

中国本土の新型肺炎感染者数の推移

※累計。中国政府の発表などから

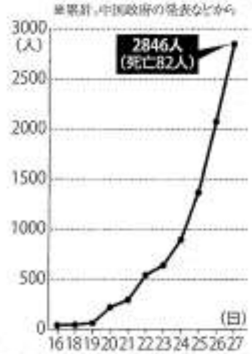

新型肺炎をめぐる国内外の主な動き

2019年12月30日	武漢市、原因不明の肺炎患者を確認と発表
2020年1月9日	中国の専門家チーム、患者から新型のコロナウイルス検出と発表
15日	日本国内で初の感染者を確認（公表は16日）
20日	習近平国家主席、対策に全力を挙げるよう指示
22日	中国政府が初めて国内外メディア向けに記者会見
	中国の感染者が500人を超える
23日	世界保健機関（WHO）の緊急委員会が「国際的な公衆衛生上の緊急事態」宣言を見送り
24日	春節（旧正月）休暇始まる
	日本国内で2人目の感染者を確認
	仏で3人の感染者確認。欧州初
25日	中国政府が海外への団体旅行禁止を指示
	日本国内で3人目の感染者を確認
26日	中国の感染者が2000人を超える
	日本国内で4人目の感染者を確認
27日	中国の李克強首相が武漢入り。中国政府が春節休暇延長を発表
	日本政府が新型コロナウイルスによる肺炎を、感染症法に基づく「指定感染症」とする方針を表明

長周新聞

二転三転する私物化の釈明

実態は公費使った選挙活動

下関で支持者呼びまくった安倍事務所 統治機構の腐敗極まる

安倍首相主催の「桜を見る会」をめぐる疑惑は、日を追うごとに説明が二転三転したり、見るに堪えない嘘や釈明のオンパレードで、ほとほとこの政権は私物化に目がないことを万人に教えている。前夜祭なるパーティーで山口県から出かけた支持者への大盤振る舞いをやりながら、不正行為を指摘されると国会で辻褄のあわない答弁をくり返し、証拠の公文書はシュレッダーにかけて捨て、官僚だけでなく民間も口裏合わせしたかのように真実を隠匿する。一貫しているのは、公私の区別も付かなくなった権力者を守る――ただそれだけである。規範意識とか誠実さとはおよそかけ離れた逃げ口上を延延とくり広げるさまはモリカケ事件ともそっくりで、いつになったらこの悪夢のような私物化政治に終止符が打たれるのかと思わせるものがある。

「桜を見る会」巡る顛末に見る

桜を見る会は、六七年前の一九五二年から東京・新宿御苑で開催されてきた首相主催の公的行事であり、政府は「内閣総理大臣が各界において功績、功労のあった方々を招き、日頃の御苦労を慰労するとともに親しく懇談する」（政府答弁書）ためと位置づけ、皇族や国会議員、都道府県知事、議会議長をはじめ「各界の代表者等」約一万人を招いて酒や食事を振る舞ってきた。

ところがこれまで一万人前後だった参加人数が、第二次安倍政権発足後の二〇一四年には一万三七〇〇人、一九年には一万八二〇〇人へと二倍近くにまで膨張。それにともなって公費支出は一七六七万円に固定されてきた予算の二〜三倍にまで超過し続け、ついに二〇二〇年度の開催費用として従来予算の三倍にのぼる五七二九万円を概算要求していた【グラフ参照】。

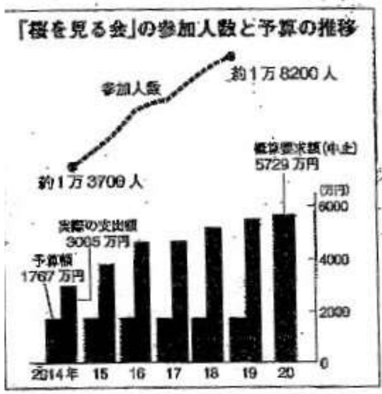

この桜を見る会に出席してきた自民党の国会議員たちは個人のブログなどで、「地元福井の後援会の皆様も多数お越し下さり、たいへん思い出深い会となりました」（稲田朋美）、「今年は平素ご面倒をお掛けしている常任幹事会の皆様をご夫婦でお招き」（萩生田光一）、「役職ごとに案内状が割り当てられます。今回は限られた少数の案内しか入手できず、残念ながら後援会の皆様にご案内することができず、やむなく我が陣営は不参加」「選挙のうぐいす嬢の皆様をはじめ、後援会の皆様と参加」（松本純）などと記していた。

地方議員では、自民党山口県連幹事長の友田有県議は「前日の早朝に飛行機で上京して、貸切バスで東京スカイツリーや築地市場など都内観光をしました。その夜には、ANAインターコンチネンタルホテルの大広間において、下関市・長門市そして山口県内外からの招待客約四〇〇人による安倍首相夫妻を囲んだ盛大なパーティー」に出席し、「貸切バスで新宿御苑に」「今回は私の後援会女性部の七名の会員の方と同行」（二〇一四年）などと記念写真とともに記していた。

その他、多くの国会議員から県議に至るまで自身の支援者や後援会関係者を「各界の代表者」として、公費でおこなわれるパーティーに招待していたことを公然とPRしていた。「公費の私的流用」または「有権者買収では？」と国会で問題になったとたん多くがブログ記事を削除したが、ネット上にはアーカイブが残っているため逆に拡散することとなった。

安倍晋三

菅義偉

安倍首相は「自治会やPTAなどの役員をされている方方もおり、後援会と重複することもある」と表明したが、首相お膝元の下関ではいきなり安倍事務所から招待状が届き、「なぜ自分に？」と首をかしげている人も少なくない。安倍後援会の青友会から招待が届いたと思ったらライオンズクラブからも届くといった調子で、さらに市議からも誘われたとかの話はざらなのである。安倍事務所及び安倍後援会が思い切り呼び込みをしたために、八五〇人もの人々が一〇万円近い出費をして東京に出向くこととなった。「私も行きたい！」と支持者が押し寄せて安倍事務所が困っていたのではなく、「オマエたち（安倍事務所）が呼んだんだろうが！」と、今になって八五〇人は恥ずかしい思いもしながら心情を吐露している。そして東京から押し寄せる新聞社やテレビ局、週刊誌の記者たちに取材攻めにされることを恐れ、口を堅くしてダンマリを貫いているのである。「領収書や資料を出したら、この街では生きていけない…」などといっているのである。旅費や宿泊費などは自腹で「一〇万円」とか「二〇万円」かかったといわれ、「安倍事務所から直に声が掛かれば断れない」と本音をこぼす人もなかにはいる。しかし、いずれにしても山口県以外の国民から見たら、「安倍晋三とともに天下をとったくらいに思って、調子に乗っている八五〇人もの山口県人」なのである。そして、安倍晋三の選挙を山口四区で中心的にとりくむ面面であり、実働部隊となる面

疑惑にまみれた前夜祭

矛盾だらけの答弁

与党の「推薦」にも限度がある。招待者が「功労者」であろうがなかろうが、公費が注がれる以上、その使途を明らかにし、招待者についても公開するのが公費支出の原則である。民主党政府時代にも内閣府から議員一人に四人までの推薦が認められ、そのさいも文書には「氏名や役職を含めて名簿全体を公開することも考えられるので、その旨、お含み置きください」とあり、公開を前提としていた。

ところが一一月八日の国会で、推薦にかかわる資料や名簿の提出を求めた野党議員に対して、内閣府の大塚幸寛官房長は、各府省による招待者の推薦にかかわる書類や名簿は「桜を見る会の終了をもって使用目的を終える」ため、「一連の書類については保存期間一年未満の文書として、会終了後遅滞なく廃棄」したとのべた。また一二日には、招待者名簿も同様の理由で「会の終了後、遅滞なく速やかに廃棄している」とのべ、「事実上もう、今は調べることはできない」と強調した。

そして安倍首相は、「私は主催者としての挨拶や招待者の推薦はおこなうが、招待者のとりまとめなどには関与していない」（八日）と明言した。

さらに一二日の本会議で、皇室主催の園遊会の招待名簿が三〇年間保存であるのに、なぜ今年の名簿がないのかを問われた菅官房長官は「（桜を見る会については）個人情報を含んだ膨大な文書を適切に管理する必要が生じるため遅延なく廃棄」と答弁。理由にならない理由でモリカケ同様の「記録がない」をくり返した。

ところが別角度からさらなる「不都合な真実」が露呈する。今年の桜を見る会前日にホテルニューオータニの「鶴の間」（二五〇〇人収容）で「地元後援会ら八〇〇人」を集めた盛大な「前夜祭」が開催されていたが、安倍首相の政治団体の収支報告書には一切記載がなかった。主催した安倍晋三後援会が宴会費を支払うなどで収支が発生していれば、政治資金規正法違反に抵触する。三カ月後に参院選を控えていた時期でもあり、地元有権者に酒食を振る舞えば公選法で禁じた贈収賄の疑いがかかる。

これについて安倍首相は「費用は会場の入り口の受付で安倍事務所の職

パネル写し

面であるというのは、誰の目にも明らかな事実なのである。選挙をやってくれる支持者をもてなしていた――のが現実である。

自民党事務局が今年一月に所属国会議員に通達した内部文書「『桜を見る会』のお知らせ」には「一般の方（友人、知人、後援会等）を四組までご招待いただけます」と記されており、「功績・功労」にかかわりなく私的な利害関係者を招待していたことを裏付けている。同時に「『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』に基づいて名簿全体を公開されることもあります」との注意書きも添えられている。

安倍事務所が有権者に配っていた文書「『桜を見る会』について（ご連絡）」には、都内観光ツアー（A・B・C・Dの四コース）、夕食会（前夜祭）、桜を見る会をセットにして事務所が出席者を募り、後に招待状が内閣府から届くことが記されていた。

さらには安倍事務所秘書としても参加してきた前田晋太郎下関市長が、桜を見る会に招待されることは「ものすごく名誉なこと」であり、呼ぶ側にとっては「選挙で勝って主催になって、多くの方に喜んでもらえる」し、呼ばれる側としては「自分が何十年も頑張って応援してきた代議士がトップをとって、招待状が届いて、やっぱり今まで応援してきてよかったな」と思ってもらえる行事であり、「ある程度の権限が与えられておかしくない」のだと強弁して駆動がさらに過熱した。

属が一人五〇〇〇円（会費）を徴金し、ホテル名義の領収書をその場で手交した。受付終了後に集金したすべての現金を、その場でホテル側に渡すという形で、参加者からホテル側への支払いがなされた」と説明した。一八日にも「桜を見る会の前日の夕食パーティーについて、安倍事務所も後援会にも、一切入金、出金はない。食事代についても領収書を発行していないし、領収書を受けとってもいない」と再度明言した。

だが、同ホテルの「宴会・催事規約」では支払いは「利用日の三〇日前まで」が原則であることに加え、首相の説明が事実ならば、ホテル側が入金もしていない宛名なしの領収書を八〇〇枚も預けるという特別な便宜を図ったことになる。しかも会費には先に発注する飲食代を含んでおり、予想した出席者数に過不足があった場合は後援会がホテルが補てんしたことになる。いずれにしても違法性が疑われる。

その内実は主催者がホテルから受けとった明細書（費用の内訳）を見れば明らかになるが、安倍首相は「同夕食会の名簿提取りについては、私の事務所の職員が、会場であるホテル側と相談をおこなっている。事務所に確認をおこなった結果、その過程において、ホテル側から明細書等の発行はなかった」とのべている。

これについても、前夜祭が開かれてきたANAインターコンチネンタルホテル東京、ホテルニューオータニなどは、複数各社の取材に「パーティーについては原則として主催者側に明細書を発行する」とのべ、そのデータは社内規定でホテル内に保存されており「再発行は可能」と回答している。いかなるホテルでも宴会の発注者に対して明細書を発行しないというのは常識的に考えられない。

「会費五〇〇〇円」についても、ホテルニューオータニが立食パーティーを「一人あたり最低一万一〇〇〇円以上」と提示していることから「半額以上の値引き」といえる。それも昨年のことになれば膨大な値引き額となる。これは政治資金規正法で定める政治家に対する「物品やサービスの無償提供」にあたり、収支報告書で「金額に換算して寄附として収入に計上」（総務省）しなければならない。記載がなければ同法二二条（記載義務）違反であり、そもそも寄付を受けること自体が同法二一条（会社等の寄付の制限）で禁じられた「企業献金」に該当する。

これについて安倍首相は一五日、（前夜祭参加者の）まさに大多数が当該ホテルの宿泊者であるという事情等を踏まえホテル側が設定した価格」と説明したが、同じくニューオータニで前夜祭をした二〇一五年には参加者の大多数が他のホテルに宿泊していたことが判明。矛盾が生じたため二〇日には、「ホテル側と相談をおこなった結果、提供するサービスの内容や参加者の規模等を勘案し、一人あたり五〇〇〇円という価格設定になった」と修正した。

矛盾だらけの首相答弁によって疑惑はホテル側との関係にも広がった。政治団体の収支報告書への記載を省くために主催者を介さずホテルへの直接支払いとする便宜を図っていたなら、政治資金の流れを隠すための脱法行為にあたり、職務権限の広い首相のために実際の料金の差額を負担したり、特別に金額を安くしたとなれば贈収賄の疑いがかかる。

ちなみに今年一〇月半ばに天皇即位の儀式に合わせて海外要人を招いておこなった安倍首相夫妻主催晩餐会（六〇〇人参加）では、会場は入札なしの随意契約でホテルニューオータニ（麹の間）に決まり、ここには予算一億七二〇〇万円という膨大な公費が注ぎ込まれている（八月の皇室主催の晩餐会は競争入札により八四〇〇万円で他のホテルが受注）。

単純に比較はできないものの、前夜祭の八〇〇人×五〇〇〇円＝四〇〇万円とは大きな差があり、「ホテル側の異例の便宜」の可能性も見え隠れしている。

「首相枠」は一〇〇〇人

全体の半数が功績外

二転三転する首相の発言が波紋を呼び、「前夜祭」に関する疑惑が膨らんだ二一日、菅官房長官が今年四月開催の「桜を見る会」招待者約一万五〇〇〇人の内訳を明らかにした。各界の功労者や受賞者など六〇〇〇人に加え、「首相（安倍事務所）枠」が一〇〇〇人あり、その中には安倍昭恵夫人の枠も含まれていること、閣僚選など官房枠部の推薦枠が一〇〇〇人、特別招待者や報道関係者の枠が一〇〇〇人、自民党関係者の推薦枠が六〇〇〇人というものだ。

実際の「功績・功労者」以外に自民党からの政治的な配慮で全体の半数をこえる九〇〇〇人が招待されていたことになる。

だが招待者名簿については「五月九日に廃棄」（内閣府）とのべた。そして「終了後遅延なく」といいながら開催日の四月一三日から廃棄まで一カ月近く経過していることへの辻褄合わせとして「各省のシュレッダーが空いていなかったから」（大塚官房長）とのべた。廃棄日は野党議員が資料提出を求めた日であり、このシュレッダーは機種三万超、奥行きと高さが一・五メートル以上ある大型で、四〇秒で一〇〇〇枚を細断できる高性能のものだった。廃棄が事実であっても明らかな証拠隠滅だが、紙資料がなくても自衛隊日報や財務省文書の時と同じく電子データの記録はサーバーに残っているのがベーバーレス化が進む官庁の常識である。

また、「首相枠」で一〇〇〇人も招待していた事実が明らかになるなかで、「主催者として挨拶や接遇はおこなうが、招待者のとりまとめには関与していない」と答弁していた安倍首相は「私自身も事務所から相談を受ければ、推薦者について意見をいうこともあった」と答弁を修正。同時に「内閣官房および内閣府におけるとりまとめプロセスには一切関与していない」とのべ、「最終的には」すべて他人の責任という態度に終始している。

それを擁護するように菅官房長官も「総理が事務所から相談を受ければ推薦者について意見をいうこともあるが、最終的には内閣官房および内閣府がとりまとめており、総理ご自身はそのプロセスに一切関与していない」とくり返した。

さらに二二日には、内閣府が「各府省庁に残っていた」という今年の推薦者名簿のうち約四〇〇〇人分を国会に提出した。外務省が八九一人、内閣府が五八四人、文科省が五四六人などの内訳はわかるものの、各府省庁の幹部を除いて「功績者」の大半は氏名と役職が「黒塗り」であった。「首相枠」の一〇〇〇人を含む政治的配慮による招待者一万人以上の名簿については「すでに廃棄済み」として提出もしなかった。

菅官房長官は「最終的な意思決定は私が責任者だ」と強調し、主催者でありながら国会での説明責任から逃げ続ける首相の擁護に乗り出し、「支援者招待は民主党政権でも続いていた慣行だ。安倍政権固有の問題ではない」とも強弁している。だが東日本大震災や北朝鮮ミサイル騒動での中止もあり、民主党政権でおこなったのはわずか一回のみ。それ以前は自民党政権でも参加者一万人以下がほとんどであった。

疑惑にまみれた「前夜祭」を含めて、公私の区別も付かなくなった首相による公費を注ぎ込んだ盛大な選挙活動であったことが露呈している。これまでの官僚や大臣の不祥事について「本人が説明責任を果たすべきだ」と豪語してきた首相自身の説明が求められるとともに、芸能人逮捕に熱を上げてきた検察がまともに機能するのかどうかも統治の自浄能力を図る物差しとして世間の注目を集めている。

桜を見る会への参加者数

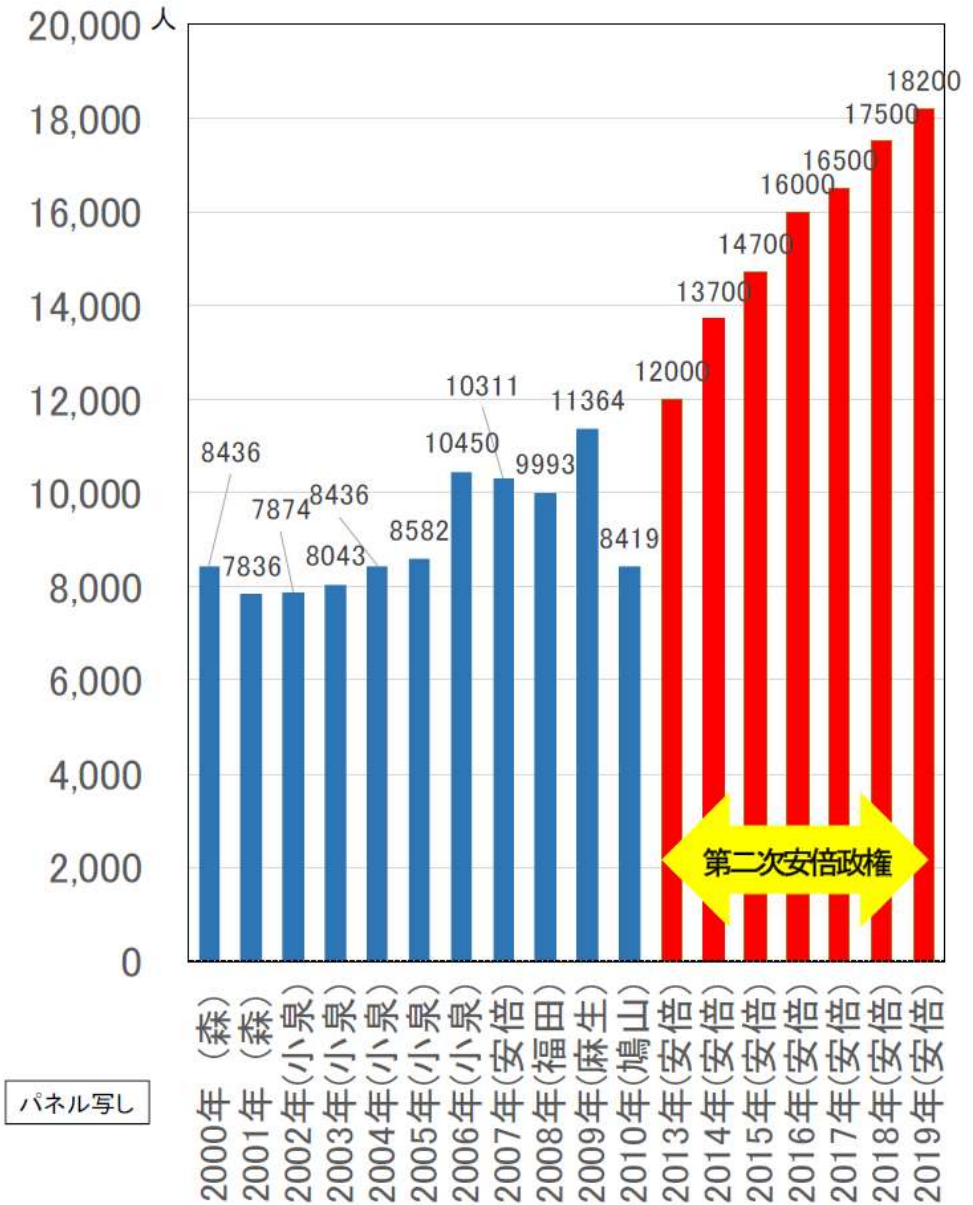

パネル写し

出所：政府資料より山井事務所作成

FAX：083−267−[redacted] あべ事務所行

パネル写し

内閣府主催「桜を見る会」参加申し込み

平成３１年４月１３日（土）

≪記入についてのお願い≫

※ご夫妻で参加の場合は、配偶者欄もご記入ください。

※後日郵送で内閣府より招待状が届きますので、必ず、現住所をご記入ください。

※参加される方が、ご家族（同居を含む）、知人、友人の場合は、別途用紙でお申込み下さい。（コピーしてご利用ください）

※紹介者欄は必ずご記入ください。（本人の場合は「本人」とご記入下さい。）

※前日の「夕食会」「観光」「飛行機」等につきましては、後日、あらためて参加者の方にアンケートさせていただきます。

紹介者（　　）

	参加者	配偶者
ふりがな 氏　名		
性　別	男　・　女	男　・　女
生年月日	昭/平　・　・　生 （満　　才）	昭/平　・　・　生 （満　　才）
職業・役職 (株会社役員、自営業)		
現住所	（〒　　－　　） ※自宅住所をご記入ください。	
連絡先	(自宅)	
	(携帯)	

〔お問合せ〕　☎083−266−[redacted]（あべ事務所）

出所：安倍晋三事務所作成資料

平成３１年２月吉日

各 位

安倍晋三事務所
☎０８３－２６６－[redacted]

『桜を見る会』のご案内

謹啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、本年も下記のとおり総理主催の『桜を見る会』が開催されますので、ご案内申し上げます。
なお、ご出席をご希望される方は、２月２０日までに別紙申込書に必要事項をご記入の上、安倍事務所または、担当秘書までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
内閣府での取りまとめになりますので、締切後の追加申込はできませんので、ご了承ください。

記

１．開催日時　平成３１年４月１３日（土）
AM８：３０～AM１０：３０

２．開催場所　新宿御苑

３．主催　内閣総理大臣（内閣府）

パネル写し

【あべ晋三後援会主催 前日夕食会】（会費制）

○開催日時　平成３１年４月１２日（金）
PM７：００～〔予定〕

○開催場所　ホテルニューオータニ

平成３１年２月吉日

各 位

あべ晋三事務所
☎083-266-[redacted]

『桜を見る会』について（ご連絡）

この度は、総理主催『桜を見る会』へのご参加を賜わり、ありがとうございます。
つきましては、４月１２日～１３日のスケジュールおよび開催概要をご連絡いたしますので、別紙アンケート用紙にご記入のうえ、期日までにご返信くださいますようお願いいたします。
なお、都内観光ツアーにつきましては、各コースとも人数に制限がございますのでお早目のお申し込みをお願いいたします。

パネル写し

開催概要

○都内観光ツアーについて
Ａ・Ｂ・Ｃの３コースを予定しております。（詳細は別紙参照）

○夕食会について（予定）※開始時間が若干変更になる場合があります
日時　４月１２日（金）　１９：００
会場　ホテルニューオータニ
会費　５０００円（１８歳以上お一人様）　※当日、受付でお支払下さい。
主催　あべ晋三後援会

○桜を見る会について
① 会場送迎バス　（ ホテル ⇔ 新宿御苑 ）※号車は、後日ご連絡いたします。
出発時間　７：００　※時間厳守でお願いします。
出発場所　ホテルニューオータニ
② 総理夫妻との写真撮影は、バス号車ごとに行います。
送迎バスに乗車されない方は、総理夫妻との写真撮影が困難となりますことをご了承ください。
③ 服装は平服でかまいません。

○招待状について
① 招待状は内閣府より、直接、ご連絡いただいた住所に送付されます。
② ご夫妻でお申し込みの方は、ご主人様宛てとなっております。
③ １８歳未満の方は、保護者宛てとなっております。
④ 代理でのご出席、および再発行はできませんので、ご了承ください。
⑤ 招待状を紛失された方は、身分証の提示が必要となる場合があります。

出所：安倍晋三事務所作成資料、傍線は山井事務所にて付記

安倍事務所ツアー案（別紙）

コース	A		B		C	
4/12（金）	7:45	宇部空港発　ANA692	7:45	宇部空港発　ANA692	7:40	宇部空港発　JAL290
	9:20	羽田空港着	9:20	羽田空港着	9:15	羽田空港着
	10:30	築地本願寺　見学	10:30	目黒雅叙園 百段階段（見学・バイキング昼食）	11:00	カップヌードルミュージアム横浜 見学
	11:50	シンフォニーランチクルーズ（昼食）	13:20	浅草寺・仲見世通り　散策	12:30	山下公園・横浜中華街（散策・自由昼食）
	14:15	お台場散策（豊洲市場ほか）	15:45	ホテル着	15:45	ホテル着
	15:45	ホテル着		ニューオータニ（泊）		ニューオータニ（泊）
		ニューオータニ（泊）				
	19:00～　あべ晋三後援会　夕食会 会場：ホテルニューオータニ（会場未定）					
4/13（土）	7:00～　ホテルニューオータニ　発　※随時出発 7:30～10:30　桜を見る会（新宿御苑）　※総理夫妻と記念撮影 11:10　ホテルニューオータニ　着（12:00 チェックアウト）					
	12:40	ホテル　発	12:40	ホテル　発		（自由行動・昼食）
					14:00	ホテル　発
	13:30	羽田空港　着（自由行動・昼食）	13:30	羽田空港　着（自由行動・昼食）	15:00	羽田空港　着（自由行動）
	15:15	羽田空港　発　ANA697	15:15	羽田空港　発　ANA697	16:40	羽田空港　発　JAL295
	16:55	宇部空港　着	16:55	宇部空港　着	18:20	宇部空港　着

出所：安倍晋三事務所作成資料

安倍事務所の推薦者の対象

「桜を見る会への参加にふさわしいと思われる方」
（功労・功績）

850人

幅広く募られた参加者
（希望者、知人、友人コピー可）

パネル写し

「功労・功績」要件に合わない招待者の可能性

出所：安倍総理答弁を基に山井事務所にて作成

安倍事務所による推薦

内閣官房からの依頼に基づきまして、後援会の関係者を始め、地域で活躍されているなど桜を見る会への参加にふさわしいと思われる方を始め、幅広く参加希望者を募り、推薦を行ってきたところであります。

パネル写し

出所：2020年1月28日　衆議院予算委員会　安倍総理答弁より山井事務所抜粋

安倍事務所の招待プロセス

他方、私の事務所に確認したところ、当該取りまとめの前に御指摘のような文書を発出していたことは事実でございまして、事務所の担当者によれば、回数を重ねる中で、推薦すれば招待されるだろうとの安易な臆測のもと、作業を進めてしまったとのことでありますが、招待プロセスを無視した不適切な表現であり、問題があったと認識をしております。

パネル写し

出所：2020年1月28日　衆議院予算委員会　安倍総理答弁より山井事務所抜粋

招待者の取りまとめへの総理の関与

桜を見る会については、各界において功績、功労のあった方々を各省庁からの意見等を踏まえ幅広く招待をしております。
招待者については、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめをしているものと承知をしております。
私は、主催者としての挨拶や招待者の接遇は行うのでありますが、招待者の取りまとめ等には関与していないわけであります。

出所：2019年11月8日　参議院予算委員会　安倍総理答弁より山井事務所抜粋

安倍事務所による推薦

桜を見る会については、これは昭和二十七年以来、内閣総理大臣が各界において功績、功労のあった方々をお招きをし、日頃の労苦、慰労をするためなどのため開催しているものと承知をしておりますが、（中略）様々な、例えば地元において自治会等々で、あるいはPTA等で役員をされている方々もおられるわけでございますから、当然そういう方々とこれは後援会に入っている方々がこれは重複することも当然ある

出所：2019年11月8日　参議院予算委員会　安倍総理答弁より山井事務所抜粋

（その１）

収支報告書

平成30 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　あべしんぞうこうえんかい

1 政治団体の名称　安倍晋三後援会

2 主たる事務所の所在地　[redacted]

（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　（姓）　（名）　[redacted]

4 会計責任者の氏名　（姓）　（名）　[redacted]

事務担当者の氏名
（姓）　（名）　[redacted]

（電話）　[redacted]

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）安倍　（名）晋三
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

受付
第　号
-1.5.27
時　分
山口県選挙管理委

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	平成３０年安倍晋三新春の集い	7,440,000	
2	平成３１年安倍晋三新春の集い	10,965,000	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
	合計	18,405,000	

※上記画像は下関市在住の方から山井が入手したもの

出所：公益財団法人政治資金センター

「桜を見る会」の犯罪構成要件該当性について

２０２０年１月３１日
弁護士　小野寺　義　　象
（「桜を見る会」を追及する弁護士の会・宮城）

第１　本件の本質－安倍首相の被選挙権－
１　公職選挙法（以下「公選」）９９条
「当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。」
２　被選挙権喪失事由
①公選等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
②政治資金規正法（以下、「政資」）に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

第２　政治資金規正法・公選法違反の検討
１　前夜祭収支報告問題
⑴　犯罪構成要件（政資２５条・１２条）
⑵　問題の所在
前夜祭で「当該政治団体（安倍晋三後援会（以下「後援会」）に係るその年における収入、支出」が発生したか。
⑶　安倍首相の説明
後援会の方では収支は全くなかった。すべてホテルが１人５０００円と設定して、ホテルが領収書を用意して、参加者から徴収した。すなわち、金のやり取りは参加者とホテル側の関係でしかなく、後援会に一切収支が発生していない。したがって、収支報告書に記載する必要はない。
⑷　検討
①　本件前夜祭はホテル主催ではなく後援会であり、会場の提供・物品役務提供に関する契約は後援会とホテル間で成立している。
従って、ホテルへの代金支払い債務は後援会が負っており、ホテルは後援会の債務履行として代金を受け取っているはず。
②　ホテル名義の領収書（安倍首相に有利な証拠）は１枚も発見されていない。
③　後援会員支払総額（５０００円×約８００名）とホテル入金額が同額でなければならないことになるが、立証されておらず、社会常識的に考えて同額になるはずがない。また、仮に同額だったとしても、上記①記載のとおり後援会の収支報告に記載しなければならない。
④　ホテルは明細書等の書類を保管しており、契約当事者（後援会）から要請があれば交付すべき契約上ないし信義則上の義務を負っている。

２　前夜祭の会費５０００円問題
⑴　犯罪構成要件（公選１９９条の２、同条の５）
⑵　問題の所在
本来の料金１万１０００円と会費５０００円との差額について、後援会が後援会員に「寄附」をしたといえるか。
⑶　安倍首相の説明
第２、１、⑶＋５０００円はホテルが設定した料金であり、後援会が設定したものではない。
⑷　検討
①　高級一流ホテルと評価されており、会費一人５０００円ではホテルが実際に要した金額に満たない蓋然性が高く、これを否定する立証（前夜祭で参加者に提供された物品役務・企画等の内容の立証）もなされていない。
従って、差額が発生していると解さざるを得ない。
②　その差額を誰が負担したか。
後援会なら、「寄附」に該当する。
ホテルなら「贈収賄」に該当する。
③　ホテルは明細書等の書類を保管しており、契約当事者（後援会）から要請があれば交付すべき契約上ないし信義則上の義務を負っている。

３　「桜を見る会」への後援会員招待問題
⑴　犯罪構成要件（公選１９９条の２、同２２１条）
⑵　問題の所在
後援会員約８５０名を招待して饗応したことが、公職にある者が後援会員に「寄附」をしたといえるか。また、事後買収罪等に該当しないか。
⑶　安倍首相の説明
当初は、自分は招待者選定に関与していない。
その後は、関与を認めつつ、招待者名簿の提出を頑なに拒否している。
⑷　検討
①　招待した後援会員が「各界において功績、功労のあった者」か否か。該当すれば問題ない。該当しない場合は、「寄附」、さらに、「事後買収罪」に該当すると解される（犯罪の観念的競合）。
②　該当した場合、約８５０名（功績・功労者を除く）に対する公選法違反という空前の事件になる可能性がある。

第３　安倍首相の説明手法
犯罪構成要件に該当しないように「事実」を組み立てている。
そして、「組み立てた事実」に反する事実（犯罪構成要件を裏付ける証拠）を顕出させないように努めている。

第４　「桜を見る会」と法律家（弁護士）
１　「桜を見る会」は、被選挙権に関する法律問題である。
２　従って、安倍首相は国民の疑惑に誠実に答える必要がある（政資２条２項参照）。しかし、対応は全く逆であり、これは法律を蔑ろにするもの。
３　法律専門家として黙認するわけにはいかない。
１月６日「『桜を見る会』を追及する弁護士の会・宮城」を立ち上げた。
２月に全国規模の「弁護士の会」を発足させ、３月の刑事告発をめざす。

以上

令和元年11月15日

「桜を見る会」(3)及び北海道大学教授の解放についての会見

会見する安倍総理

令和元年１１月１５日、安倍総理は、総理大臣官邸で会見を行いました。

総理は、「桜を見る会」について、次のように述べました。

「まず『桜を見る会』についてお答えいたします。『桜を見る会』の前日に行われた夕食会について、様々な報道がございましたので、事務所から詳細について、今日報告を受けました。

既に申し上げたとおり、同夕食会含めて、旅費、宿泊費等の全ての費用は参加者の自己負担で支払われております。安倍事務所なり、安倍晋三後援会としての収入・支出は一切ございません。このことを改めて確認いたしました。

その際、少し細かくなるんですが、申し上げますと、旅費、宿泊費につきましては、各参加者がそれぞれ旅行代理店に支払いし、夕食会費用につきましては夕食会場の入口の受付にて、安倍事務所職員が一人５，０００円を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受付終了後に、集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で、参加者からホテル側への支払いがなされた、ということであります。

なお、夕食会の価格設定が安過ぎるのではないかという指摘がございます。そういう報道もありますが、参加者一人５，０００円という会費については、これは正に大多数が当該ホテルの宿泊者であ

「何をもって後援会活動か、ということでありますが、言わば後援会の皆さんが集まれば、それは広い意味での後援会活動なんだろうと。ですから、正式に規正法で定められた、言わば後援会活動におけるものと、実際の後援会活動というのは分けて考える必要があるんだろうと思いますが、広い意味で言えば、当然後援会活動なんだろうと、こう思います。」

「収支報告書への記載は、収支が発生して初めてそれは発生するんです。公職選挙法を見ていただければ明らかなんですが、それは政治資金規正法上、収支が発生して初めて記入義務が生じます。今申し上げましたように、交通費、宿泊費等について、直接代理店に支払っていれば、これは後援会に収支は発生しません。前夜祭についても、ホテルが領収書を出し、そしてそこで入ったお金をそのままホテルに渡していれば、収支は発生しないわけでありますから、政治資金規正法上の違反には全く当たらないということであります。その際、事務所の者がそこで受付をするということは、これは問題ないということでございます。」

出所：首相官邸HPより抜粋。傍線は山井事務所にて付記

■桜を見る会と前夜祭一覧

年	桜を見る会						前夜祭					
	実施日	予算額（千円）	支出額（千円）	招待者数（人）	参加者数（人）	首相動静	実施日	宴会名	場所	会場	会費（円）	宿泊
2013年 H25	4月20日	17,180				８時１４分、東京・内藤町の新宿御苑。１５分、西村泰彦警視総監ら警視庁幹部、地元の後援会関係者らと写真撮影。９時１分、昭恵夫人とともに首相主催の「桜を見る会」	4月19日	？（動静では、安倍晋三後援会の懇親会）	ＡＮＡインターコンチネンタル	宴会場		
2014年 H26	4月12日	17,666	30,053	約12,800	約13,700	８時２１分、昭恵夫人と共に東京・内藤町の新宿御苑。２２分、高綱直良警視総監ら警視庁幹部、地元の後援会関係者らと写真撮影。９時、首相主催の「桜を見る会」。	4月11日	「安倍晋三桜を見る会懇親会」	ＡＮＡインターコンチネンタル	プロミネンス		
2015年 H27	4月18日	17,666	38,417	約13,600	約14,700	７時５７分、昭恵夫人と共に東京・内藤町の新宿御苑。５８分、高綱直良警視総監ら警視庁幹部、地元の後援会関係者らと写真撮影。８時３５分、望月義夫環境相。９時、首相主催の「桜を見る会」。あいさつ。	4月17日	「安倍晋三後援会　桜を見る会前夜祭」	ホテルニューオータニ	鳳凰の間	5,000	・ＡＮＡインターコンチネンタル ・ホテルオークラ
2016年 H28	4月9日	17,666	46,391	約13,600	約16,000	７時４６分、昭恵夫人と共に東京・内藤町の新宿御苑。４７分、高橋清孝警視総監ら警視庁幹部、地元の後援会関係者らと写真撮影。９時２分、首相主催の「桜を見る会」。あいさつ。	4月8日	「桜を見る会　安倍晋三後援会」	ＡＮＡインターコンチネンタル	ギャラクシー		
2017年 H29	4月15日	17,666	47,250	約13,600	約16,500	７時４９分、東京・内藤町の新宿御苑。５０分、昭恵夫人と共に沖田芳樹警視総監ら警視庁幹部、高島宗一郎福岡市長、地元の後援会関係者らと写真撮影。８時５９分、首相主催の「桜を見る会」。あいさつ。	4月14日	「安倍晋三後援会　桜を見る会前夜祭」	ホテルニューオータニ	鳳凰の間	5,000	・ホテルニューオータニ ・ＡＮＡインターコンチネンタル
2018年 H30	4月21日	17,666	52,290	約15,900	約17,500	７時４８分、東京・内藤町の新宿御苑。４９分、昭恵夫人と共に吉田尚正警視総監ら警視庁幹部、前田晋太郎山口県下関市長、地元の後援会関係者らと写真撮影。８時５４分、首相主催の「桜を見る会」。あいさつ。	4月20日	「安倍晋三後援会　桜を見る会前夜祭」	ホテルニューオータニ	鳳凰の間	5,000	
2019年 H31	4月13日	17,666	55,187	約15,400	約18,200	７時４８分、東京・内藤町の新宿御苑。４９分、昭恵夫人と共に警視庁幹部、前田晋太郎山口県下関市長、地元の後援会関係者らと写真撮影。８時３４分、柴山昌彦文部科学相、根本匠厚生労働相、世耕弘成経済産業相、原田義昭環境相、加藤勝信自民党総務会長らと写真撮影。５９分、首相主催の「桜を見る会」。あいさつ。	4月12日	「安倍晋三後援会　桜を見る会前夜祭」	ホテルニューオータニ	鶴の間	5,000	ホテルニューオータニ

出所：共同通信調べより山井和則事務所作成

パネル写し

当事者	対象	内容
菅原一秀前経産相	地元有権者 110人	カニ、メロン、イクラ、香典など
河井克行前法相	選挙運動員（ウグイス嬢など） 13人	上限を超えた報酬（15000円オーバー）
安倍晋三首相	地元有権者 850人	無料で飲食 茶そば、焼き鳥、タケノコご飯、赤飯、フライドチキン、日本酒、たる酒、甘酒、お土産（和菓子・洋菓子）、芸能人との交流

写真：首相官邸HP

出所：山井事務所作成

3 収入・支出項目の分類基準表

（収　　入）

項目		内容	
1 党費又は会費		個人が負担する党費又は会費の合計金額及び納入した者の実人員（当該団体の規約等の定めにより集められた金額）。なお、「法人その他の団体」からの党費又は会費は寄附となるので除く（法人等からの寄附を受けられるのは、政党等に限られる。）。	
2 寄附	（1）個人	個人からの寄附（特定寄附を含む。）	政治団体が受けた、自動車・事務所・労務等の無償提供や物品の寄附は、金額に換算して計上する。明細は**年間5万円超（5万1円以上）の寄附について記載する。**
	（2）法人その他の団体	「法人その他の団体」から受けた寄附（党費・会費として受けた金額を含む。）	
	（3）政治団体	政治団体として届出がある団体からの寄附	
	（4）政党匿名寄附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた 1,000円以下の寄附。この例以外は、すべて禁止	
3	機関紙誌の発行その他の事業による収入	機関紙や機関雑誌の発行事業収入、政治資金パーティーの開催事業収入、新年会・忘年会等その他催し物の会費による収入をいう。具体的には、「○○機関紙発行事業」・「△△政治資金パーティー開催事業」・「○△○△講演会」等名称を事業ごとに記載するが、ここに掲載した事業については、支出の2「政治活動費」の(3)機関紙誌の発行その他の事業費のいずれかの支出として掲載される。なお、**これらの事業で「お祝い」等の会費以外の収入は、寄附となる。**	
4	借入金	個人又は金融機関等からの借入金	
5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部・支部間又は支部間における（選管等へ届出がある支部に限る。）交付金・還付金・納付金・寄附等によって受けた額	
6	その他の収入	上記1から5に分類できない収入額で、例えば、預金利子や労務等の無償提供による寄附をした場合の支出に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の額をいう。 この項目は、10万円以上については明細を記載する。	

（支　　出）

2 政治活動費	（1）組織活動費		組織対策費、大会費、行事費、渉外費、交際費など(選挙に関するものを除く。)	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、当該団体の大会費・行事費（**臨時に会費等を徴収しないで実施したもの**）、組織対策費（当該団体の日常の政治活動を行う上で要する経費）、渉外費（他団体との交渉、意見交換の経費、パーティーの会費など）、交際費（慶弔等の儀礼的に支出する経費など）など。
	（2）選挙関係費		公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費など	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認料・推薦料や陣中見舞として候補者又は出納責任者に寄附したもの。その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費（選挙時の確認団体の政治活動費等）の類をいう。**政治団体への寄附は、政治活動に関する寄附として、「(5)寄附・交付金」に区分される。**
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	ア 機関紙誌の発行事業費	材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料、発行事業従事者の給与など	材料費、印刷費、荷造発送、原稿料、機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、その他機関紙誌の発行に要する経費の類をいう。
		イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・テレビ・ラジオの広告費、ポスター・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費など	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば遊説費、新聞・ラジオ・テレビ等の広告料、ポスター・ビラ・パンフレット・団体の看板等の作成費、ホームページ関係費、宣伝用自動車の購入費用・維持費の類をいう。
		ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経費など	政治資金パーティーの開催に要した経費をいい、例えば、会場借上費、記念品代、講演者への謝礼等の講演会に要した経費などで**パーティーごとに別葉にまとめる。**
		エ その他の事業費	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費など	会費や売上など「3機関紙誌の発行その他の事業による収入」に掲げた事業に要した経費で、ア、イ、ウ以外の事業について**事業ごとに別葉にまとめる（催した事業のために会費を徴収したもの）。**
	（4）調査研究費		研修会費、資料費、書籍購入費など	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
	（5）寄附・交付金		寄附、交付金、会費など	当該団体以外の政治団体等への政治活動に関する寄附・会費・賛助金、当該政治団体の本部又は支部の関係にある団体間（政党を含む。）で、本部又は支部に供与した交付金、会費、負担金の類をいう。 **選挙に関して候補者（又は出納責任者）に支出される経費は、（2）選挙関係費である。**
	（6）その他の経費		借入金返済、貸付金など	上記（1）～（5）に分類できない政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、貸付金及び労務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。

出所：東京都選挙管理委員会「政治団体の手引き」平成30年3月。傍線は山井事務所にて付記

2　機関紙誌の発行その他の事業による収入（その３）

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
機関紙「国政報告だより」	980,000	
新宿太郎を励ます会	11,000,000	平成○○年１月３０日　新宿区○町　○○ホテル○の間 （前年収入５０万円、共催した××政治連盟の収入８０万円）
○△記念パーティー	1,240,000	平成○△年３月１０日　新宿区△△　△△会館で開催予定
忘年会	96,000	平成○○年１２月２日
忘年会	514,000	平成○○年１２月１０日
この頁の小計	13,830,000	
合計	13,830,000	

- 会費等の収入を伴って行った事業等をすべて記載します。
  また、ここに記載した事業については、（その２）の「２　政治活動費（３）機関紙誌の発行その他の事業費」の支出に対応していますので、必ず「アからエの各事業」に区分し、かつ事業の種類ごとに（その15）を作成します。
- 政治資金パーティーは、備考欄に開催日、開催場所等を記載します。
- 特定パーティー（1,000万円以上の政治資金パーティー）の場合は、併せて（その10）にも記載が必要です。
- 都団体は、合計額が（その２）の「３　機関紙誌の発行その他の事業による収入」に記載の額と一致します。
- 同一事業名で複数回開催した場合は、備考欄に開催日を記入します。

（注１）すべての事業収入を記載してください。
（注２）同一の事業収入は一行に計上してください。
（注３）政治資金パーティーのうちで、１,０００万円以上のパーティーについては（その１０）に詳細を再掲してください。
（注４）合計は最終頁に記載してください。
（注５）政治資金パーティーは備考欄に開催日、開催場所を記載してください。

3　政治活動費の内訳（その 15）

エ　その他の事業費

- （その３）「機関紙誌の発行その他の事業による収入」の事業名を記載します。
- 同一事業名で複数回開催した場合には、１開催ごとに別葉にし、日付や回数を書き加えて区別してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳　　項目別区分　その他の事業費　（忘年会　12/2）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
飲食費	92,345	00. 12. 25	レストラン○○	新宿区○×町１番１号	
この頁の小計	92,345				
その他の支出	3,280				
合計	95,625				

- この事業の支出は、会費を徴収して実施した催しをいいますので、（その３）「機関紙誌の発行その他の事業による収入」に記載のある事業の支出として作成するものです。
- 会費を徴収しないで実施する事業は、組織活動費の「行事費」などに区分されます。

- 支出が５万円以上（国会議員関係政治団体は１万１円以上）の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。
- 振込手数料はその他の支出に計上します。

５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費（区政報告会）」、「機関紙誌の発行事業費（印刷費）」、「選挙関係費（陣中見舞）」など。

出所：東京都選挙管理委員会「政治団体の手引き」平成30年3月。傍線は山井事務所にて付記

桜を見る会　前夜祭

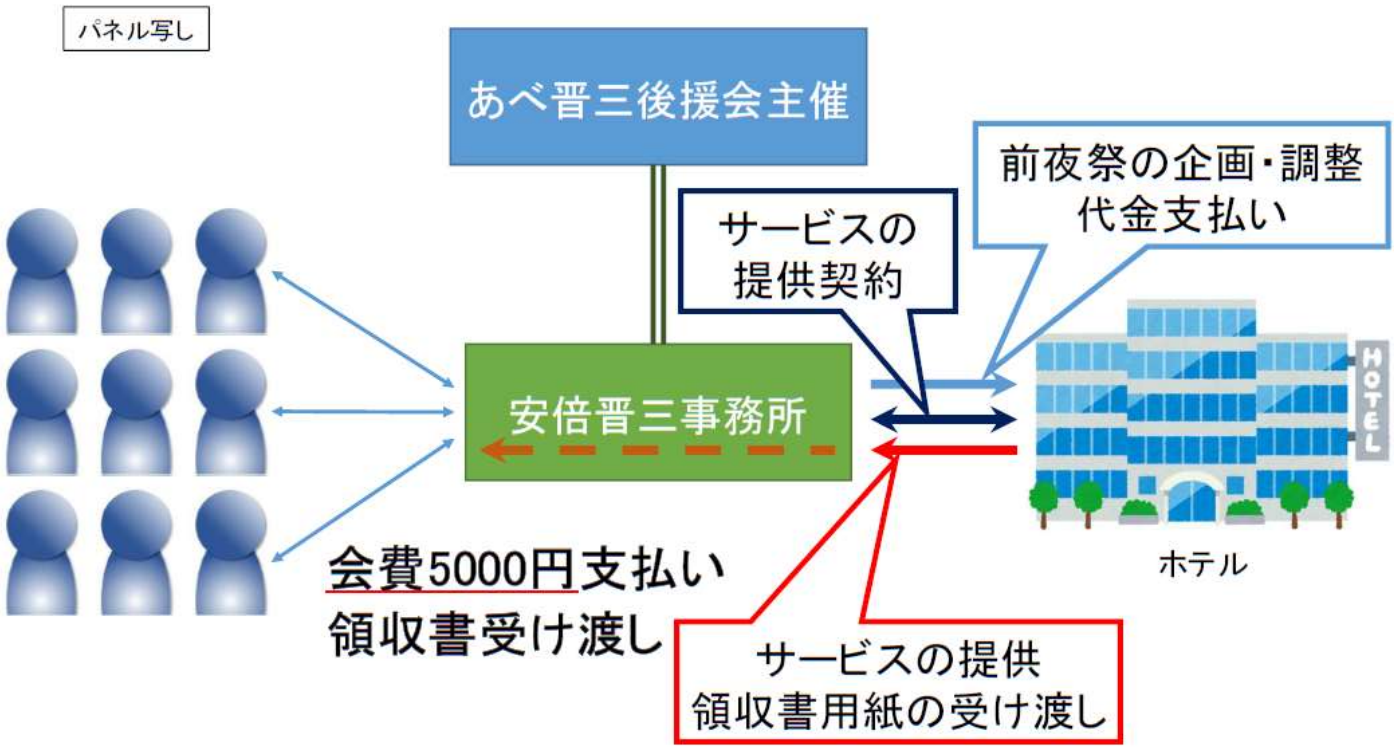

出所：山井事務所にて作成

政治資金規正法（抄）

パネル写し

（基本理念）

第二条　この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、（略）　適切に運用されなければならない。

２（略）

第四条　この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受（略）をいう。

（略）

５ この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付（略）をいう。

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条　政治団体の会計責任者（略）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項（以下、イ～チ略）

リ　その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

二　すべての支出（略）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。（略））並びにその支出の目的、金額及び年月日

※ 会計帳簿の不記載、虚偽記載は三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金かつ公職選挙法上の公民権停止

出所：山井事務所にて作成。赤字、※は山井事務所にて付記